

答 申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和４年１２月１３日福警総第１７５１号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る開示決定状況

(1) 開示請求の内容

審査請求人は、「令和４年１１月２２日に父が亡くなった際、警察官が作成した行政文書のほか、令和４年１１月２９日までに追加で作成された行政文書」について公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件請求の内容が特定の個人に関する事案を前提としたものであり、存在しているか否かを答えるだけで、福岡県情報公開条例（平成１３年福岡県条例第５号。以下「条例」という。）第７条第１項第１号（個人情報）に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第９条（公文書の存否に関する情報）の規定により本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件請求に係る文書（以下「本件文書」という。）の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和４年１１月２９日付けで、実施機関に対し、条例第６条第１項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、令和４年１２月１３日付けで、本件請求に対し、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和４年１２月３１日付けで、本件決定を不服として、審査庁である福岡県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

エ 諮問実施機関は、令和５年４月６日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張は、次のとおりであ

る。

- (1) 今回開示を求める情報は、警察官が作成した行政文書の情報公開請求で存否応答拒否とされた情報であるが、条例第7条の開示情報に該当する情報でもあり、条例の適正運用、今後の類似犯罪予防のため開示を求めるものである。
- (2) 本件文書に記載されている情報は、父が自宅で亡くなった時に検死活動を行った警察官による窃盗容疑事件であり、不正を正す警察官が犯罪を犯しているという現状に我々家族の心身に与える影響は計り知れない。
身の潔白を晴らす意味でも真実を明らかにする必要が十分に認められることから、条例第7条第1項第1号ただし書口の規定により開示すべきである。
- (3) 事件発覚後、〇〇警察署に相談するも、担当者（刑事課員）が当日話していた内容と報告書の内容に相違がある点やその後の再調査で担当責任者（刑事課長）が作成した署長宛の報告書の内容に我々家族が指摘した点が記載されていないことなど事件を組織的に隠ぺいしようと企んでいると疑われても仕方のない状況である。
- (4) 本件文書の全てが非開示情報となることに対しても疑いの余地があることから、本件審査請求は、条例第7条に限らず、条例第8条の公文書の部分開示としてでも公に開示すべきである。
- (5) 当該窃盗容疑事件に関しては、本件請求と同日付けで個人情報開示請求を行い、部分開示決定を受けたが、当該個人情報開示請求で開示された文書以外に本件請求で開示される文書があるのではないか。

5 実施機関の説明要旨

弁明書における実施機関の説明は、次のとおりである。

(1) 条例第7条第1項第1号（個人情報）該当性

本件請求における請求内容は、特定の個人に関する事案を前提として、当該事案について作成された公文書の開示を求めるものであるが、仮に対象公文書を特定し、個人情報を非開示として個人識別性を排除したとしても、対象公文書の有無により、特定の個人に関する情報が存在しているか否かを答えることとなり、結果として、非開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害することとなるため、本号に該当することは明らかである。

(2) 条例第7条第1項第1号ただし書口該当性

審査請求人は、審査請求の理由において、条例第7条第1項第1号ただし書口の規定により開示すべきである旨申し立てている。

同号では、個人が識別される情報については原則として非開示とした上で、

これらの情報であっても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしており、このうち、同号ただし書口は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報と規定している。

非開示情報該当性の判断に当たっては、前述のとおり、開示することにより得られる利益と開示されないことにより保護される利益との調整を図ることが必要であることから、同号ただし書口においては、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性と公にすることにより害されるおそれのある個人の権利利益を比較衡量し、前者が後者を上回るときに開示が義務付けられることになる。

上記を踏まえ検討するも、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、本件請求に係る特定の個人に関する情報を公にすることが必要であるとの特段の事由は認められず、前者（人の生命、健康、生活又は財産を保護すること）の必要性と、後者（本件請求に係る特定の個人に関する情報を公にすること）により害されるおそれのある個人の権利利益を比較衡量し、前者が後者を上回る事情が認められないことから、同号ただし書口の規定により開示すべきであるという審査請求人の主張は認められない。

(3) その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、条例第8条の公文書の部分開示としてでも公に開示すべきである旨申し立てているものの、上記のとおり、本件請求における請求内容が条例第7条第1項第1号の非開示情報に該当することから、条例第9条の規定に基づき、当該公文書の存否を明らかにせずに非開示決定となるため、条例第8条に規定する公文書の部分開示を求める審査請求人の主張は認められない。

6 審査会の判断

(1) 条例第9条（公文書の存否に関する情報）の趣旨

本条は、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合には、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを規定している。

例えば、特定の個人の氏名を挙げて、その病歴情報が記録された公文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は非開示情報に該当するので、非開示であると答えるだけで当該個人の病歴の存在が明らかになってしまい、非開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害することとなる場合がある。

このような一定の場合に、対象公文書の存否を明らかにしないで開示請求

を拒否することができることとするものである。

(2) 条例第7条第1項第1号の趣旨

本号は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非開示とすることを定めたものである。

ただし、条例第7条第1項第1号本文に該当するとした情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（同号ただし書ロ）等、公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしている。

(3) 本件文書の存否応答拒否の妥当性について

実施機関は、本件請求における請求内容は、特定の個人に関する事案を前提として、当該事案について作成された公文書の開示を求めるものであるが、仮に対象公文書を特定し、個人情報情報を非開示として個人識別性を排除したとしても、対象公文書の有無により、特定の個人に関する情報が存在しているか否かを答えることとなり、結果として、条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害することとなるため、同号に該当することは明らかであると主張している。

以下、同号の該当性について検討する。

ア 条例第7条第1項第1号該当性

本件請求に係る請求内容は、特定の個人に関する事案について作成された公文書の開示を求めるものであることから、本件文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号本文に規定する非開示情報を開示することになると認められる。

また、本件請求に係る情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報であるとは認められないことから、同号ただし書ロには該当せず、更に、同号ただし書イ、ハ及びニに該当する事情も認められない。

なお、条例の定める公文書の開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず公文書の開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、自己に関する情報の開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか等の個別事情は考慮されないものである。

イ 小括

以上のことから、本件文書はその存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号の非開示情報を開示することになるため、条例第9条により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件決定は妥当であると判断される。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、条例第8条の公文書の部分開示としてでも公に開示すべきであると主張しているが、上記で検討したとおり本件請求に係る請求内容は文書の存否を答えるだけで条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第8条に規定する公文書の部分開示については認められない。

審査請求人はその他種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。